



茨城県報 号外第 19 号

平成26年3月27日

木曜日

目 次

公 告	ページ
(道 路 公 社)	

●有料道路の料金の変更 1

公 告

(道 路 公 社)

●有料道路の料金の変更

有料道路の料金を変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年3月27日

茨城県道路公社理事長 橋 本 昌

- 1 変更対象道路 下総利根大橋有料道路（県道岩井関宿野田線）
 日立有料道路（県道日立中央インター線）
 水海道有料道路（一般国道354号）
 常陸那珂有料道路（県道常陸那珂港南線）
 第二栄橋有料道路（県道美浦栄線・若草大橋）

2 料 金

- (1) 下総利根大橋有料道路

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	普通車	大型車 (I)	大型車 (II)	軽車両等
料金の額	210	320	730	20

- (2) 日立有料道路

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	100	100	100	160	310

- (3) 水海道有料道路

(通行1台1回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料金の額	150	210	210	320	580	20

(4) 常陸那珂有料道路

(通行 1 台 1 回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	100	100	100	160	310

(5) 第二栄橋有料道路 (若草大橋)

(通行 1 台 1 回につき 単位：円)

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料金の額	150	210	260	360	570	20

3 実施年月日 平成26年4月1日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
 (休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)